

令和4年度人権教育・啓発中央省庁連絡協議会ヘイトスピーチ対策専門部会
(議事要旨)

日 時：令和4年12月16日(金) 10:00～12:00

場 所：Web会議により実施

出席者：

(関係省庁)法務省人権擁護局総務課長、警察庁警備局公安課公安対策企画官、警察庁刑事局捜査第二課課長補佐、総務省自治行政局選挙部選挙課理事官、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課長、外務省総合外交政策局人権人道課企画官、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課課長補佐(計5省)

(地方公共団体)東京都、東京都中央区、東京都新宿区、神奈川県、川崎市、相模原市、愛知県、大阪府、大阪市、京都府、京都市、兵庫県、神戸市、名古屋市、福岡県、福岡市の各職員(計16団体)

概 要：

1 開会

2 議事

(1) インターネット上のヘイトスピーチに係る取組について

関係省庁及び地方公共団体から配布資料に沿って説明がされた。

○法務省

- ・ 法務省が参加した「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」(公益社団法人商事法務研究会主催)の取りまとめについて説明。
- ・ ヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に関する裁判例の紹介。

○総務省総合通信基盤局

- ・ 令和2年9月に総務省において策定・公表した「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づいた取組状況を説明。
- ・ 総務省が開催する有識者会議「プラットフォームサービスに関する研究会」において取りまとめられた「第二次とりまとめ」(令和4年8月公表)について説明。

○東京都

- ・ 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づく拡散防止措置や審査会の審査状況について説明。

○大阪府

- ・ 本年4月に施行した「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」に基づき設置した有識者会議の概要及び同会議が本年9月に公表した中間報告の内容について説明。

(2) その他のヘイトスピーチに係る取組について

関係省庁及び地方公共団体から配布資料に沿って説明がされた。

○法務省

- ・ ヘイトスピーチ解消法に基づき実施している法務省の人権擁護機関の取組（法務省HP更新・動画制作）、参考情報の紹介、平成31年3月12日付け事務連絡「選挙運動、政治運動等として行われる不当な差別的言動への対応について」の内容、本年10月の自由権規約委員会による勧告内容などについて説明。

○警察庁

- ・ 右派系市民グループによるデモの件数等について報告（令和4年11月末現在、約20件を把握）。

○外務省

- ・ 本年6月18日の「ヘイトスピーチに対抗するための国際デー」を記念して国連事務総長が発表したメッセージの概要等について説明。

○文部科学省

- ・ 各種会議や研修の場における人権教育担当者等へのヘイトスピーチ解消法の周知、都道府県・指定都市教育委員会や国公私立大学への法務省作成ポスターの配布、外国人の人権尊重に関する教育実践事例・指導資料の文科省ウェブサイトへの掲載、人権教育研究推進事業の実施の取組について説明。

○東京都

- ・ 平成30年10月制定の「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づく啓発等の取組（ポスター・動画・リーフレット）について説明。

○相模原市

- ・ 「相模原市人権尊重のまちづくり条例（仮称）」の検討状況及び今後の予定について説明。

○大阪府

- ・ 「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」に基づき実施している啓発活動の内容について説明。

○大阪市

- ・ 「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」に基づく拡散防止措置及び同市の認識等の公表に関する取組について説明。

(3) 意見交換・質疑応答

地方公共団体からの意見・質問に基づき、意見交換・質疑応答を行った。主な意見は以下のとおり。

- ・ プロバイダ等における発信者からの提訴リスクを軽減するため、国や地方公共団体からの削除要請に応じたプロバイダ等の賠償責任を免除してはどうか。
- ・ インターネット上のヘイトスピーチについて、プロバイダ等に対して削除要請を行う際に参考となる基準等を地方公共団体へ提供してほしい。
- ・ 地方公共団体とプロバイダ等による情報・意見交換の機会を設けてほしい。
- ・ 地方公共団体が法務局に対して通報を行ったインターネット上の不当な差別的言動に関する処理結果等について、より詳細な情報共有を行ってほしい。
- ・ 新たな啓発動画を作成して地方公共団体に提供してほしい。

3 閉会

～以 上～